

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金（ひとり親世帯分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金」をひとり親世帯に支給する。

1 対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2 給付額

児童1人当たり5万円

3 支給方法

①の対象者は、申請が不要なため5月中旬頃に支給を予定している。②及び③の対象者については申請が必要であり、要件確認後、可能な限り速やかに支給する。

4 周知方法

区報、区ホームページ、子育て応援メール等で周知するほか、チラシを保育園・幼稚園、児童館、自立支援窓口、すこやか福祉センター、社会福祉協議会実施のフードパントリーや貸付相談窓口等で配布する。

5 その他

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、支給を実施する方策を国において検討中である。